

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(武蔵野税務署長)  
令和5年12月22日棄却・確定

判 決

原告	株式会社D
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	別紙1代理人等目録の1記載のとおり
同訴訟復代理人弁護士	別紙1代理人等目録の2記載のとおり
同補佐人税理士	別紙1代理人等目録の3記載のとおり
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	武蔵野税務署長 藤井 秀一
同指定代理人	別紙1代理人等目録の4記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 武蔵野税務署長(以下「本件税務署長」という。)が令和2年3月30日付けで原告に対してした原告の平成27年11月1日から平成28年10月31日までの課税期間(以下「平成28年10月課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下、併せて「消費税等」という。)に係る更正処分(以下「本件更正処分(平成28年10月課税期間分)」という。)のうち、納付すべき消費税額1億2431万1000円を超える部分及び納付すべき地方消費税の譲渡割額3356万6800円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分(平成28年10月課税期間分)」という。)をいずれも取り消す。
- 2 本件税務署長が令和2年3月30日付けで原告に対してした原告の平成28年11月1日から平成29年10月31日までの課税期間(以下「平成29年10月課税期間」という。)の消費税等に係る更正処分(以下「本件更正処分(平成29年10月課税期間分)」という。)のうち、納付すべき消費税額2億2790万7400円を超える部分及び納付すべき地方消費税の譲渡割額6149万9100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分(平成29年10月課税期間分)」という。)をいずれも取り消す。
- 3 本件税務署長が令和2年3月30日付けで原告に対してした原告の平成29年11月1日から平成30年10月31日までの課税期間(以下「平成30年10月課税期間」という。)の消費税等に係る更正処分(以下「本件更正処分(平成30年10月課税期間分)」という。)ま

た、本件更正処分（平成28年10月課税期間分）、本件更正処分（平成29年10月課税期間分）及び本件更正処分（平成30年10月課税期間分）を併せて「本件各更正処分」という。）のうち、納付すべき消費税額マイナス3874万1226円を超える部分及び納付すべき地方消費税の譲渡割額マイナス1045万2957円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分（平成30年10月課税期間分）」という。また、本件賦課決定処分（平成28年10月課税期間分）、本件賦課決定処分（平成29年10月課税期間分）及び本件賦課決定処分（平成30年10月課税期間分）を併せて「本件各賦課決定処分」、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を併せて「本件各更正処分等」という。）をいずれも取り消す。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、新築又は中古の収益不動産の販売業を営む原告が、平成28年10月課税期間から平成30年10月課税期間まで（以下、併せて「本件各課税期間」という。）の消費税等について、消費税法30条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）の規定の適用上、同条2項1号所定の方法（以下「個別対応方式」という。）を選択して、合計23棟の新築建物（別紙2の各表の「名称」欄記載の各建物。以下「本件各新築建物」という。）に係る課税仕入れ（以下「本件各課税仕入れ」という。）につき、同号にいう「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの（以下「課税対応課税仕入れ」という。）に区分すべきであるとして、課税仕入れに係る消費税額（以下、同条1項の規定に基づき控除される消費税額を「控除対象仕入税額」という。）を算出して各確定申告をしたところ（以下「本件各確定申告」といい、原告が提出した確定申告書をそれぞれの課税期間ごとに「本件確定申告書（平成28年10月課税期間分）」などという。）、本件税務署長が、本件各課税仕入れについては同号にいう「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通対応課税仕入れ」という。）に区分されるべきであることなどを理由として、本件各更正処分等をしたことから、原告が、これを不服として、前記第1のとおり取消しを求めた事案である。

### 2 主な関係法令等の規定

主な関係法令等の規定は、別紙3のとおりである（なお、別紙において定義した略語については、以下においても用いることとする。）。

### 3 前提事実

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は当裁判所に顕著な事実のほか、掲記の証拠（なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番の記載を省略する。）又は弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

#### (1) 原告の事業の概要等

ア 原告は、平成元年2月●日に設立された株式会社であり、主として、マンションの企画・開発・販売、不動産の売買・仲介事業及び不動産の賃貸事業を行っており、その際、事業の一環として、新築ないし中古の収益不動産を取得するとともに、原告の関連会社であり建物管理や賃貸管理業等を営む株式会社E（以下「E社」という。）に委託して賃借人を募集し、その収益力及び投資物件としての資産価値を向上させた上で、これを個人投資家等に販売するというビジネスモデル（以下「本件ビジネスモデル」という。）を採用していた。（甲10、乙4、5、弁論の全趣旨）

イ (ア) 原告は、平成26年4月1日、E社との間で賃貸住宅管理業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結したところ、これに係る契約書（以下「本件業務委託契約書」という。）の主な内容は、別紙4のとおりであった（以下、本件業務委託契約書に規定する「管理物件」を単に「管理物件」という。）。（乙5）

(イ) 原告は、平成26年4月1日に、E社との間で、「株式会社D所有に係る賃貸住宅の管理について」と題する文書を取り交わし、「管理物件」の追加等をした旨の通知をする際に用いる「賃貸借住宅管理業務追加委託物件通知書」及び「賃貸借住宅管理業務委託解除物件通知書」の各様式を定めた。（乙5）

ウ 原告は、本件ビジネスモデルの一環として、他の者から役務の提供（建設工事）等を受け、別紙2の「課税仕入日」記載の日（以下「本件各課税仕入日」という。）に、本件各新築建物の引渡しを受けてこれを取得し、棚卸資産として計上していた（原告が当該役務の提供を受けたことは、消費税法2条1項12号所定の課税仕入れに該当する。）。（弁論の全趣旨）

エ 本件各新築建物は、いずれもマンションであり、このうち、別紙2の2の表の順号4記載の「F」という建物（以下「F」といい、他の建物についても同様に呼称する。）及び別紙2の3の表の順号10記載のG（以下、Fと併せて「本件各新築建物（仕入日非管理物件）」という。）以外の建物（以下「本件各新築建物（仕入日管理物件）」という。）については、別紙2の各表のとおり、各建物の各課税仕入日以前から「管理物件」とされており、E社において、本件業務委託契約に基づき、賃借人の募集等をしており、中には、HやIなど、原告が取得するよりも前に、原告が賃借人との間で賃貸借契約を締結した物件もあった。

もともと、それらの物件においても、賃貸借期間の始期は原告が物件を取得した日より後の日とされており、本件各課税仕入日において、本件各新築建物に現に居住する賃借人はいなかった。（乙6、8～14、弁論の全趣旨）

オ 他方で、本件各新築建物（仕入日非管理物件）については、それに係る各課税仕入日以前には「管理物件」とされていなかったところ、これらに係る賃借人の募集等の状況は、次のとおりであった。（乙6、11、15～19、弁論の全趣旨）

(ア) F

原告は、平成29年3月13日、Fの引渡しを受けて取得した上で（別紙2の2の表のとおり、同日が課税仕入日となる。）、同月14日、E社との間で、これに係る賃貸借契約を締結し、当該契約に基づき、その全居室を貸し付けた。

E社は、同日、賃借人（転借人）との間で、Fの201号室に係る賃貸借（転貸借）契約（居住用）を締結し、当該契約に基づき、これを賃貸（転貸）した。

(イ) G

原告は、平成30年6月20日、Gの引渡しを受けて取得した（別紙2の3の表のとおり、同日が課税仕入日となる。）。

原告は、別紙2の3の表のとおり、同年7月1日付けでGを「管理物件」とした上で、同月21日、その604号室に係る賃貸借契約（居住用）を締結し、当該契約に基づき、これを賃借人に貸し付けた。

カ 原告は、本件各課税仕入日以降、買主への引渡日（所有権の移転日）までの間に、本件

各新築建物の全棟について、居室の全部又は一部を居住の用に供する目的で賃貸し、その賃料を収受しており、これを計上する際には、その消費税の区分を「非売上」としていた。

(乙7、弁論の全趣旨)

(2) 本件訴えの提起に至る経緯等

ア 原告は、本件各課税期間の消費税等について、個別対応方式を選択した上で、本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分すべきであるとして、本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除して、別紙5の各表の「確定申告」欄のとおり、法定申告期限までに本件各確定申告をした。(甲2、乙1)

イ 本件税務署長は、本件各課税期間の消費税等について、個別対応方式による控除対象仕入税額の計算上、本件各課税仕入れは共通対応課税仕入れに区分されるべきであることなどを理由として、令和2年3月30日付けで、別紙5の各表の「更正処分等」欄のとおりの本件各更正処分等をした。(甲2)

ウ 原告は、別紙5の各表の「審査請求」欄のとおり、令和2年5月26日、本件各更正処分等を不服とする審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和3年5月11日付けで、いずれも棄却する旨の裁決をした。(甲5、7)

エ 原告は、令和3年1月11日、本件訴えを提起した。

(3) 本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張は、別紙6のとおりである。

4 争点

(1) 本件各課税仕入れの用途区分(争点1)

(2) 通則法65条4項所定の「正当な理由」の有無(争点2)

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(本件各課税仕入れの用途区分)について

(被告の主張)

消費税法30条2項1号所定の用途区分の判定について、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れは、当該事業者の事業に関する事情等を問うことなく、共通対応課税仕入れに該当すると解するのが同法の趣旨に沿うものというべきであり、課税対応課税仕入れとは、当該事業者の事業において課税資産の譲渡等のみに対応する課税仕入れをいい、課税資産の譲渡等のみならずその他の資産の譲渡等にも対応する課税仕入れは、全て共通対応課税仕入れに該当すると解するのが相当であるところ(最高裁令和●●年(〇〇)第●●号同5年3月6日第一小法廷判決・民集77巻3号440頁(以下「最高裁令和5年判決」という。)参照)、その用途区分の判断に当たっては、事業者が建物を最終的に転売しようとしているなどの事業者の主観的な目的は考慮せず、課税仕入れ時の状況のほか、その前後の状況に関する客観的な事実関係を総合考慮した上で、客観的に判断すべきである。

本件各課税仕入れは、原告が、新築の不動産物件を取得し、E社に委託して賃借人の募集を行い、その資産価値等を高めた上で、これらの物件を顧客に販売することにより利益を得るというビジネスモデルに基づいて本件各新築建物を取得したものである。そして、本件各新築建物は、いずれも本件各課税仕入れ日の時点で住宅として賃貸することが予定されており、また、原告は、本件各新築建物の各居室の全部又は一部について住宅として賃貸し、賃料を

収受していた。このような客観的な事実関係からすれば、本件各新築建物課税仕入れは、課税資産の譲渡等である本件各新築建物の販売のみならず、その資産の譲渡等である本件各新築建物の住宅としての賃貸にも対応するものといえることができる。

したがって、本件各課税仕入れは、その原告の事業における位置付けや原告の意図等にかかわらず、共通対応課税仕入れに該当するというべきである。

(原告の主張)

「課税対応課税仕入れとは、当該事業者の事業において課税資産の譲渡等にものみ対応する課税仕入れをいい、課税資産の譲渡等のみならずその他の資産の譲渡等にも対応する課税仕入れは、全て共通対応課税仕入れに該当すると解するのが相当である。」との最高裁令和5年判決の規範を当てはめたとしても、本件においては、次のとおり、課税対応課税仕入れに該当する。

すなわち、まず、最高裁令和5年判決の事案は、購入時から全部又は一部が住宅として賃貸されていた中古物件に係るものであり、そのような賃貸の実態のない新築物件については、なお納税者の事業における位置付けや意図等を考慮すべきである。

原告の営む事業は、飽くまでも新築物件を購入し、それを顧客である個人投資家に部屋(戸)単位で販売するという販売業であって、不動産賃貸業ではない。そして、新築物件については、取得時に賃借人は存在しておらず、原告による保有期間中は資産価値及び収益力を向上させるためのバリューアップの一環として、E社による賃借人の募集が行われているにすぎないし、原告が投資家(顧客)に物件を販売する際には、原則として、E社が投資家から4年間借り上げた上でE社が賃借人に貸付けをするというマスターリース及びサブリースの方式がとられており、投資家にとって、収益不動産の購入後の賃料収入が一定期間保証されることから、収益不動産の取得時までには賃借人が存在することを要求する動機付けは強くない。したがって、賃借人が存在しない状態で顧客が収益不動産を購入することも十分にあり得ることであり、実際にも、本件各新築建物の部屋の一部については賃借人が存在しない状態で販売されており、その場合には、結局原告は賃料収入を得ていない。

このような原告の事業の実態に照らせば、最高裁令和5年判決を前提としても、本件各課税仕入れは、「事業者の事業において課税資産の譲渡等にものみ対応する課税仕入れ」として、課税対応課税仕入れに該当する。

(2) 争点2 (通則法65条4項所定の「正当な理由」の有無) について

(原告の主張)

ア 「正当な理由」が認められる場合

通則法65条4項にいう「正当な理由」が認められる場合とは、真に納税者の責めに帰すことのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解される。

イ 用途区分に係る税務当局の解釈等

事業者の経済活動に関する個別の事情に即して仕入れの目的に基づいて用途区分の判定を行うべきであり、収益の発生が客観的に見込まれていることをもって用途区分の判定をすべきではないという国税庁の解釈は、消費税法成立時に一般に周知されていた。

そして、平成6年に作成された全国国税局消費税課長・統括国税調査官会議資料「消費税審理事務当面の問題について」と題する国税庁内部の正式な資料(甲59。以下「平成

6年文書」という。)及び平成9年に作成された東京国税局の質疑事項回答整理表(甲60。以下「平成9年文書」という。)からも明らかとおり、平成9年の時点において、本件各課税仕入れ類似の課税仕入れは課税対応課税仕入れに用途区分すべき旨が課税庁の執行上の公式の解釈として採用されていた(以下、当該解釈を「平成9年見解」という。)。平成9年見解は、事実上、原告を含む不動産業界の納税者の間において周知共有され、納税者の税務処理に当たって依拠される高度の蓋然性を有するものであるところ、課税庁は、本件各課税期間に係る消費税の法定申告期限までに、平成9年見解を変更したことについて、法令改正や通達の改正はおろか、質疑応答事例の公表等の課税庁として考え得る対応を一切行わなかった。課税庁は、租税法規の解釈上微妙な点を含む問題について、従来の解釈を改め、課税上の取扱いを変更したにもかかわらず、変更後の取扱いが国民の間に定着するような必要な措置を講じていなかったことによって生じた「新解釈の未定着状態」があったとみるべきであり、従来の解釈・取扱いに従って本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに用途区分して本件各確定申告を行った原告の判断について、納税者の主観的な事情に基づく単なる法令解釈の誤りにすぎないということとはできない。

したがって、本件各更正処分により納付すべきこととなった税額の全額について、「正当な理由」があるというべきである。

#### ウ 税務調査での回答等

原告は、平成27年4月2日から同月22日にかけて原告に対して実施された消費税の税務調査(以下「平成27年税務調査」という。)において、税務調査の担当者との間で具体的に新築物件に関する消費税の取扱いについて問答を行い、これに従ってその後も新築物件に係る仕入れにつき、課税対応課税仕入れとして税務処理を行ってきた。

すなわち、平成27年税務調査において、税務調査の担当者が、中古物件については、購入時に賃借人が存在するか否かで用途区分を判断し、存在する場合には共通対応課税仕入れに、存在しない場合には課税対応課税仕入れに該当すると発言したことを受け、原告の従業員が、同担当者に対し、建物購入時は空室で購入の翌日に賃借人が付いた場合は課税対応課税仕入れでよいのかを尋ねたところ、同担当者は、これを肯定し、また、同従業員が「そういうことであれば、新築はそもそも引渡しを受ける際に賃借人は当然存在していないので、今のままの課税対応課税仕入れという処理でよいのでしょうか。」と質問したところ、同担当者は、これを肯定した上、新築は共通対応課税仕入れの対象外となる旨を回答した。原告は、同担当者から明確な見解が示されたことに依拠して、引き続きその後の課税期間についても、新築物件の仕入れに関しては課税対応課税仕入れに区分して税務処理をしてきたものの、その後、突如としてこの点が覆され、本件各更正処分等を受けるに至ったものである。

このように、原告は、税務当局より示された見解に即して税務処理を行ってきたにもかかわらず、それが突如として覆されたのであるから、この点からも、「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合」に該当し、通則法65条4項にいう「正当な理由」があるというべきである。

#### (被告の主張)

##### ア 「正当な理由」の有無の判断枠組み

納税者が法令解釈を誤り、その結果過少申告となった場合に「正当な理由」があると認められるのは、納税者が申告において依拠した法令解釈について、相応の論拠が客観的に存在し、真に納税者の責めに帰することのできない客観的事情が認められ、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になると評価し得る場合に限られるというべきである。

そして、課税庁が納税者に対して法令解釈に係る見解を示す場合、当該見解について、課税庁が統一的に用いるものとして一般に広く周知されて初めて、それに対する法的安定性と予測可能性が生じ、納税者の信頼の保護が要請されることからすれば、上記の納税者の依拠した法令解釈に相応の論拠が客観的に存在するといえるためには、少なくとも、当該確定申告以前に、課税庁において当該問題に係る課税庁の公権的解釈ないし課税上の取扱いが統一的に採用されていたことを示す通達や課税庁監修の公刊物が存在するなどしてその公権的解釈ないし課税上の取扱いが一般の納税者に明らかにされていたことが必要であり、その上で、当該解釈に関連する裁判例の状況等の諸要素を総合的に考慮し、「正当な理由」の有無を判断するのが相当というべきである。

#### イ 用途区分に係る税務当局の解釈等

原告が本件各確定申告において依拠した法令解釈（原告がいかなる法解釈に基づき本件各確定申告を行ったのかは不明であるが、原告は、本件訴訟において、当初、個別対応方式における用途区分の判定は、事業者がどのような収益（資産の譲渡等）に係る費用（コスト）として課税仕入れを行ったのかという事業者が行う事業の収益・費用の構造等に即して行うべきであるとの判断基準（訴状・40頁）に基づき、本件各課税仕入れが課税対応課税仕入れに該当する旨を主張していた。）については、課税庁において統一的に採用されていたことを示す通達や課税庁監修の公刊物が存在していない。

また、原告が指摘する平成6年文書は、課税仕入れの日に住宅の賃貸の用に供される客観的見込みがない分譲用の物件の課税仕入れに関する個別対応方式における用途区分について、課税対応課税仕入れに該当するものとして取り扱って差し支えないとしたものと考えられるのであって、原告が主張する前記の判断基準の根拠になるものとはいえない。そして、平成9年文書は、東京国税局が更正の請求事案の処理を担当する部署からの質疑に対する回答を示したものであり、その性質上、当該部署が具体的な事案を処理するために、同局がその個別具体の事情を前提としてその見解を示したものにすぎない。その意味で、平成9年文書は、飽くまでも東京国税局が取り扱った個別事案に対する事例判断であり、それも同局内での使用を念頭に置いた内部資料にとどまるものであって、個別対応方式の用途区分の判定に関する解釈を一般的に示したものとみることができない。

加えて、原告が依拠した前記判断基準は、平成6年文書の記載内容及び平成9年文書における回答要旨と必ずしも一致せず、原告が平成6年文書及び平成9年文書に依拠して本件各確定申告をしたものでないことは明らかである。

しかも、本件各確定申告の当時において、原告が依拠する判断基準の論拠となり得る裁判例は全く存在しない一方、これに反して、本件各課税仕入れのような課税仕入れ一般に類する態様の課税仕入れを共通対応課税仕入れに区分すべきものとした課税処分について、これを是認する判断を示した公表裁決や裁判例が存在していた上、課税庁が監修した公刊物ではないものの、課税庁の上記解釈に沿う記述をした複数の公刊物が存在しており、こ

のような事実からすると、遅くとも平成17年以降、課税庁が本件各課税仕入れ又はこれに類する態様の課税仕入れが共通対応課税仕入れに該当するとの統一的取扱いをしていたことは明らかである。

ウ 「正当な理由」はないこと

以上のとおり、原告が本件各確定申告において依拠した用途区分の判断基準に相応の論拠が客観的に存在したとはいえず、本件各確定申告の申告額が過少であったことは、個別対応方式における用途区分の判定に関する一般的な解釈とは異なる解釈（判断基準）に基づく単なる法令解釈の誤りによるものにすぎないから、本件は、通則法65条4項に定める「正当な理由があると認められる」場合に当たらない。

また、原告の主張によれば、平成27年税務調査の前より、新築の建物に係る課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分して税務処理をしていたことが明らかであるから、平成27年税務調査の担当者がしたとされる説明の有無にかかわらず、原告は、本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分していたものと認められる。したがって、仮に、前記説明があったとしても、国税当局による税務調査時の説明の過誤による不利益を原告に被らせたとする事情は存在しないから、本件において「正当な理由」は認められない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件各課税仕入れの用途区分）について

(1) 消費税法は、生産、流通等の各段階で二重、三重に税が課されて税負担が累積することを防止し、経済に対する中立性を確保するため、課税期間中に行った課税仕入れに係る消費税額を当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除するものとしている（消費税法30条1項1号）。もっとも、同法は、所定の場合において当該課税期間中に行った課税仕入れにつき用途区分が明らかにされていないときは、課税仕入れに係る消費税額に、課税売上割合、すなわち、課税期間中の所定の売上げの総額に占める課税資産の譲渡等に係る売上げの割合を乗じて計算する方法により控除対象仕入税額を計算するものとし（同条2項2号）、また、帳簿及び請求書等の保存がない場合には原則として当該課税仕入れに係る消費税額の控除を認めないものとする（同条7項）など、課税の明確性の確保や適正な徴税の実現といった他の目的との調和を図るため、税負担の累積が生じても課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部が控除されない場合があることを予定しているものといえることができる。

そして、個別対応方式により控除対象仕入税額を計算する場合において、税負担の累積が生ずる課税資産の譲渡等と累積が生じないその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れにつき一律に課税売上割合を用いることは、課税の明確性の確保の観点から一般に合理的といえるのであり、課税売上割合を用いることが当該事業者の事業の状況に照らして合理的といえない場合には、課税売上割合に準ずる割合を適切に用いることにより個別に是正を図ることが予定されていると解されることにも鑑みれば、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等の双方に対応する課税仕入れは、当該事業に関する事情等を問うことなく、共通対応課税仕入れに該当すると解するのが消費税法の趣旨に沿うものというべきである。このように解することは、課税仕入れを課税資産の譲渡等「にのみ」要するもの（課税対応課税仕入れ）、その他の資産の譲渡等「にのみ」要するもの（非課税対応課税仕入れ）及び両者「に共通して」要するもの（共通対応課税仕入れ）に区分する同法30条2項1号の文理に照らしても自然であるといえることができる。

そうすると、課税対応課税仕入れとは、当該事業者の事業において課税資産の譲渡等のみに対応する課税仕入れをいい、課税資産の譲渡等のみならずその他の資産の譲渡等にも対応する課税仕入れは、全て共通対応課税仕入れに該当すると解するのが相当である（最高裁令和5年判決参照）。

- (2) これを本件についてみると、確かに、本件各課税仕入日において、本件各新築建物に現に居住する賃借人はいなかったものの（前提事実（1）エ）、E社に委託して賃借人を募集し、その収益力及び投資物件としての資産価値を向上させた上で個人投資家等に販売するという本件ビジネスモデルの一環として、本件各新築建物（仕入日管理物件）については、その各課税仕入日以前から「管理物件」とされてE社による賃借人の募集が行われており、中には課税仕入日より前に原告が賃借人との間で賃貸借契約を締結した物件もあったし（前提事実（1）エ）、本件各新築建物（仕入日非管理物件）であるF及びGについても、課税仕入日の翌日ないし11日後にE社の「管理物件」とされ、課税仕入日の翌日ないし約1か月後には賃貸借契約が締結されているのであるから（前提事実（1）オ）、本件各新築建物は、いずれも、客観的にみて、本件各課税仕入日の時点において、住宅として賃貸されることが予定されていたと認められる。しかも、原告は、本件各課税仕入日以降、買主への引渡日までの間、本件各新築建物の全棟について、居室の全部又は一部を居住の用に供する目的で賃貸し、その賃料を収受していたものである（前提事実（1）カ）。そうすると、本件各課税仕入れは、原告の事業において、「課税資産の譲渡等」である本件各新築建物の販売のみならず、「その他の資産の譲渡等」である本件各新築建物の住宅としての貸付けにも対応するものであるということができる。

よって、原告が本件各新築建物を購入したのはこれらを販売するためであり、本件各新築建物の収益力及び投資物件としての資産価値を向上させるために賃借人を募集しているにすぎないといった、原告の事業における位置付けや原告の意図等にかかわらず、本件各課税仕入れは、共通対応課税仕入れに該当するものと認められる。

- (3) これに対し、原告は、前記第2の5（1）のとおり、最高裁令和5年判決の事案は、購入時から全部又は一部が住宅として賃貸されていた中古物件に係るものであり、そのような賃貸の実態のない新築物件については、なお納税者の事業における位置付けや意図等を考慮すべきであるとした上で、原告の営む事業は、飽くまでも新築物件を購入し、それを顧客である個人投資家に部屋（戸）単位で販売するという販売業であることや、新築物件については、取得時に賃借人は存在しておらず、原告による保有期間中は資産価値及び収益力を向上させるためのバリューアップの一環としてE社による賃借人の募集が行われているにすぎず、実際にも、本件各新築建物の部屋の一部については賃借人が存在しない状態で販売されており、その場合には、結局原告は賃料収入を得ていないといった原告の事業の実態に照らせば、本件各課税仕入れは、「事業者の事業において課税資産の譲渡等のみに対応する課税仕入れ」として、課税対応課税仕入れに該当するなど主張する。

しかしながら、前記（2）で認定、説示したとおり、本件各新築建物は、本件各課税仕入日において、現に居住する賃借人はいなかったものの、客観的にみて、住宅として賃貸されることが予定されており、実際、原告は、本件各課税仕入日以降、買主への引渡日までの間、本件各新築建物の全棟について、居室の全部又は一部を居住の用に供する目的で賃貸し、その賃料を収受していたのであるから、課税仕入れの時点でみても、課税期間の終了時点でみ

ても、本件各課税仕入れが「その他の資産の譲渡等」である本件各新築建物の住宅としての貸付けにも対応するものであると認められるのであって、これが「課税資産の譲渡等」にのみ対応する課税仕入れに当たらないことは明らかである。

(4) 原告は、このほか種々の主張をするが、前記(2)及び(3)で認定、説示したところに照らし、採用することができない。

## 2 争点2 (通則法65条4項所定の「正当な理由」の有無)について

(1) 過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。このような過少申告加算税の趣旨に照らすと、通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに過少申告による納税義務違反の発生を防止して適正な申告納税の実現を図るという過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号同18年4月25日第三小法廷判決・民集60巻4号1728頁参照)。

(2) これを本件についてみると、証拠(甲38、乙35から41)及び弁論の全趣旨によれば、平成17年以降、本件各確定申告がされるまでの間、税務当局の元職員らが執筆した公刊物において、事業者の最終的な目的は(中古)マンションの転売であっても、転売までの間に非課税売上げである家賃が発生する場合には、当該マンションの購入は共通対応課税仕入れに該当する旨の見解が示され、また、本件各確定申告当時に公表されていた複数の国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例において、中古マンションの事例のみならず、本件各課税仕入れと同様、新築建物の取得の事例においても、その用途区分につき、上記と同様の見解に基づく税務当局側の主張が採用されていたこと(甲38、乙35の2、乙36)が認められる。

このような事実関係等によれば、税務当局は、遅くとも平成17年以降、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを、当該建物が住宅として賃貸されること(その他の資産の譲渡等に対応すること)に着目して共通対応課税仕入れに区分すべきであるとの見解を採っており、そのことは、本件各確定申告当時、税務当局の職員が執筆した公刊物や、公表されている国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例を通じて、一般の納税者も知り得たものといえることができる。

他方、原告が指摘する平成6年文書には、仮に一時的に賃貸用に供されとしても、継続して棚卸資産として処理し、将来的には全て分譲することとしている住宅の購入については、課税対応課税仕入れに該当するものとして取り扱って差し支えないとの記載があるが、これは、マンション市況の状況等から、買い取った分譲用マンションの分譲の完了までに数年(最長7年程度)を見込んでおり、それまでの間はこの分譲用マンションの一部を一時期賃貸することとしたという事案に関するものであり、課税仕入れの時点では課税資産の譲渡等によりのみ要するものに該当することが明らかであることから、課税対応課税仕入れに該当する

とされたものであって（甲59）、前記1（2）のとおり課税仕入れの時点から住宅として賃貸されることが予定されていた本件とは事案が大きく異なるものといわざるを得ない。むしろ、平成6年文書の上記見解は、分譲用マンションのような販売用の住宅を取得した後に、資金繰りその他の事情によりこれを一時的に賃貸した場合には、課税対応課税仕入れに該当するとされている（乙39）のと同様、課税仕入れを行った日の状況により課税仕入れの用途区分を判定するという課税実務（消費税法基本通達11-2-20（乙2））からの帰結を説明したにすぎないと考えられる。また、平成9年文書からは、税務当局は、平成9年頃、関係機関からの照会に対し、賃借人が居住している状態でマンションを購入した場合でも、転売目的で購入したことが明らかであれば、課税対応課税仕入れに該当する旨の回答をしたことがうかがわれるものの、このことから、直ちに、税務当局が一般的に当該課税仕入れを事業者の目的に着目して課税対応課税仕入れに区分する取扱いをしていたものということではできないし、平成9年文書が公表されるなどしたとの事情もうかがわれない。

そうすると、平成17年以降、税務当局が、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを当該建物が住宅として賃貸されることに着目して共通対応課税仕入れに区分する取扱いを周知するなどの積極的な措置を講じていないとしても、事業者としては、上記取扱いがされる可能性を認識してしかるべきであったといえることができる。

そして、上記取扱いは消費税法30条2項1号の文理等に照らして自然であるといえ、本件各確定申告当時、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを事業者の目的に着目して課税対応課税仕入れに区分すべきものとした裁判例等があったともうかがわれないこと等をも考慮すれば、原告が本件各確定申告において本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに区分して控除対象仕入税額の計算をしたことにつき、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になるということではできない。

（3）原告は、前記第2の5（2）（原告の主張）イ記載のとおり、平成6年文書や平成9年文書等を基に、本件各課税仕入れを課税対応課税仕入れに用途区分して本件各確定申告を行った原告の判断を納税者の主観的な事情に基づく単なる法令解釈の誤りにすぎないということではできないなどと主張するが、前記（2）の認定、説示から明らかなおとおり、この主張には理由がない。

（4）また、原告は、前記第2の5（2）（原告の主張）ウ記載のとおり、平成27年税務調査において、税務調査の担当者は新築建物に係る仕入れについて課税対応課税仕入れとして区分することを原告に対して是認したものであり、原告はこれに依拠して本件各課税仕入れについても同様に区分したなどとして、前記「正当な理由」が認められる旨主張する。

しかしながら、本件記録を精査しても、平成27年税務調査において、税務調査の担当者が原告の主張する発言を行ったことを認定するに足りる的確な証拠はないし、仮に、税務調査の担当者がそのような発言を行ったとしても、これをもって、税務当局がその公権的な解釈ないし課税上の統一的な取扱いを公表していたとはいえない。以上に加え、前記（2）のとおり、税務当局は、遅くとも平成17年以降、本件各課税仕入れと同様の課税仕入れを、当該建物が住宅として賃貸されることに着目して共通対応課税仕入れに区分すべきであるとの見解を採っており、そのことは、本件各確定申告当時、税務当局の職員が執筆した公刊物や公表されている国税不服審判所の裁決例及び下級審の裁判例を通じて一般の納税者も知り

得たこと、原告は、平成27年税務調査よりも前から、本件と同種の事案について課税対応課税仕入れに該当するものとして確定申告を行ってきたこと（弁論の全趣旨）を併せ考えると、平成27年税務調査の際に原告の主張するやり取りがあったとしても、本件において、「真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合」に該当するとまではいえない。

原告の上記主張も、理由がない。

(5) 以上によれば、本件において、通則法65条4項所定の「正当な理由」があるとは認められない。

### 3 本件各更正処分等の適法性

#### (1) 本件各更正処分について

以上の検討の結果を前提として、原告の本件各課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額を計算すると、別紙6「本件各更正処分等の根拠及び適法性（被告の主張）」のとおりとなり（消費税額について別紙6の1（1）アからウまでの各（エ）「差引税額」欄、地方消費税の譲渡割額について同各（ク）「納付すべき譲渡割額」欄）、本件各更正処分における納付すべき消費税額（別紙5の各表の各「更正処分等」欄の「納付すべき消費税額」欄）及び地方消費税の譲渡割額（別紙5の各表の各「更正処分等」欄の「納付すべき地方消費税額」欄）とそれぞれ同額であるから、本件各更正処分は、いずれも適法である。

#### (2) 本件各賦課決定処分について

上記（1）のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、前記2のとおり、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上を前提として、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額を計算すると、別紙6「本件各更正処分等の根拠及び適法性（被告の主張）」の2（1）のとおりとなり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（別紙5の各表の各「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」欄）とそれぞれ同額であるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

(3) したがって、本件各更正処分等は、いずれも適法である。

### 第4 結論

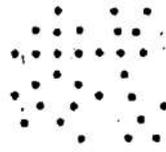
よって、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 篠田 賢治

裁判官 渡邊 哲

裁判官 鈴木 真耶



【別紙 1】

代理人等目録

- 1 原告訴訟代理人弁護士  
大石篤史、東陽介
- 5 2 原告訴訟復代理人弁護士  
山川佳子
- 3 原告補佐人税理士  
丸山木綿子
- 4 被告指定代理人  
10 印南真吾、青木雄弥、田中暁人、高橋正朗、竹本寛、加藤栞

主な関係法令等の規定

1 消費税法の規定

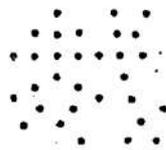
(1) 消費税法6条1項（ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、同法別表第1に掲げるものには、消費税を課さない旨を規定している。

そして、同法別表第1は、その13号（ただし、令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）において、「住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）」を掲げている。

(2)ア 消費税法30条1項は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の消費税法45条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）2号に掲げる課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定している。

イ 消費税法30条2項は、同条1項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が100分の95に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額等の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする旨を規定している。

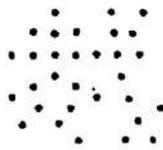
そして、消費税法30条2項1号は、「当該課税期間中に国内において行った課税仕入れ（中略）につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲



渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合」には、同号イに掲げる金額に同号ロに掲げる金額を加算する方法(個別対応方式)とするとして、①同号イにおいて、「課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ」(課税対応課税仕入れ)に係る消費税額等の合計額を掲げ、②同号ロにおいて、「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ」(共通対応課税仕入れ)に係る消費税額等の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額(以下「共通仕入控除税額」という。)を掲げている。

また、消費税法30条2項2号は、同項1号に掲げる場合以外の場合については、当該課税期間における課税仕入れに係る消費税額等の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法とする旨を規定している。

ウ 消費税法30条3項は、個別対応方式による場合において、共通仕入控除税額の計算の基礎となる課税売上割合に準ずる割合(当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なるごと又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なるごとに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合)で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の同項2号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、同条2項1号の規定にかかわらず、共通仕入控除税額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とするとして(以下、当該割合を「課税売上割合に準ずる割合」という。)、①同条3項1号において、「当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること」を掲げ、②同項2号において、「当該割合を用いて前項第1号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること」を掲げている。



## 2 国税通則法（以下「通則法」という。）の規定

- (1) 通則法65条（ただし、平成28年10月課税期間については、同年法律第15号による改正前のもの。平成29年10月課税期間及び平成30年10月課税期間については、令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定している。
- (2) 通則法65条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。
- (3) 通則法65条4項（1号に係る部分に限る。ただし、平成28年10月課税期間については同年法律第15号による改正前の同項。以下、同改正の前後を通じて「通則法65条4項」という。）は、同条1項又は2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する旨を規定している。

## 本件処分に係る経緯等

## 1 平成28年10月課税期間について

(単位:円)

区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
年 月 日	法定申告期限内	令和2年3月30日	令和2年5月26日	令和3年5月11日
課税標準額	9,646,305,000	9,646,305,000	全部取消し	棄却
控除対象仕入税額	483,417,902	326,833,274		
納付すべき消費税額	124,311,000	280,895,600		
納付すべき地方消費税額	33,566,800	75,810,700		
過少申告加算税の額	—	21,929,500		

## 2 平成29年10月課税期間について

(単位:円)

区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
年 月 日	法定申告期限内	令和2年3月30日	令和2年5月26日	令和3年5月11日
課税標準額	8,894,338,000	8,894,338,000	全部取消し	棄却
控除対象仕入税額	332,422,647	206,728,895		
納付すべき消費税額	227,907,400	353,601,200		
納付すべき地方消費税額	61,499,100	95,416,500		
過少申告加算税の額	—	15,961,000		

### 3 平成30年10月課税期間について

(単位:円)

区分	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
年 月 日	法定申告期限内	令和2年3月30日	令和2年5月26日	令和3年5月11日
課税標準額	9,229,003,000	9,229,003,000	全部取消し	棄却
控除対象仕入税額	620,178,098	380,593,668		
納付すべき消費税額	△38,741,226	200,843,200		
納付すべき地方消費税額	△10,452,957	54,196,800		
過少申告加算税の額	-	45,609,500		

(注) 「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄の「△」印は、還付金額を示す。

本件各更正処分等の根拠及び適法性(被告の主張)

1 本件各更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間に係る消費税等の各課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、それぞれ次に述べるとおりである。

ア 本件更正処分(平成28年10月課税期間分)の根拠

(ア) 課税標準額(別紙7の1の表の①C欄) 96億4630万5000円

上記金額は、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)(乙1の2)の①「課税標準額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別紙7の1の表の②C欄の金額)

6億0772万8945円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)(乙1の2)の②「消費税額」欄に記載された金額と同額である。

a 課税標準額に対する消費税額・税率4%適用分(別紙7の1の表の②A欄の金額) △2万0400円

上記金額は、平成26年3月31日以前の課税資産の譲渡等について、消費税法29条(平成24年法律第68号3条による改正前のもの。以下、同じ。)の規定に基づき、前記(ア)の金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額△51万円(別紙7の1の表の①A欄の金額)に税率100分の4を乗じて算出した金額であり、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)(乙1の2)の付表1の②「消費税額(税率4%適用分B)」欄に記載された金額と同額である(なお、課税標準額に対する消費税額の△は、売上げに係る対価の返還等の額に係る消費税額のことを意味す

る。以下同じ。)

- b 課税標準額に対する消費税額・税率6.3%適用分(別紙7の1の表の②B欄の金額) 6億0774万9345円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額のうち、前記aの金額を除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準額96億4681万5000円(別紙7の1の表の①B欄)に税率100分の6.3を乗じて算出した金額であり、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)(乙1の2)の付表1の②「消費税額(税率6.3%適用分C)」欄に記載された金額と同額である。

- (ウ) 控除対象仕入税額(別紙7の1の表の④C欄、別紙8の1の表の⑮C欄)

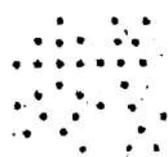
3億2683万3274円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、消費税法30条1項により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額(控除対象仕入税額)である。

なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、本件各課税期間における課税売上割合がいずれも100分の95に満たないことから(後記c、イ(ウ)c及びウ(ウ)c)、原告が本件各課税期間を通じて選択した個別対応方式(原告が提出した確定申告書に添付された各付表2-(2)(乙1の2、1の3、1の4)参照)により計算する(後記イ及びウの「(ウ) 控除対象仕入税額」において同じ。)

- a 控除対象仕入税額・税率4パーセント適用分(別紙7の1の表④A欄・別紙8の1の表⑮A欄) 66万0754円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消



費税額の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額(別紙8の1の表⑧A欄) 1万5600円

上記金額は、次のiの金額からiiの金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額(別紙8の1の表⑨A欄)

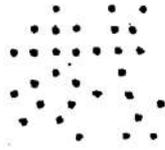
103万9600円

上記金額は、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑬「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率4%適用分B)」欄(乙1の2)に記載された金額と同額である。

ii 前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額(別紙8の1の表⑩A欄)

102万4000円

上記金額は、前記iの金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額(本件各更正処分等に係る通知書(甲2。これらを併せて、以下「本件各更正処分等通知書」といい、各通知書については、本件各更正処分の対象とされた課税期間に合わせ、「平成28年10月課税期間更正処分等通知書」などと表記する。また、そのうち、各更正の理由1(1)の各表(ただし、本件更正処分(平成30年10月課税期間分)等通知書においては、更正の理由1(1)の「(表1)」)(各表を併せて、以下「本件各更正処分対象物件表」といい、特定の課税期間に係る表を指す場合は、課税期間に合わせて「平成28年10月課税期間更正処分対象物件表」などという。)のうち平成28年10月課税期間更正処分対象物件表中、「5%合計」欄のうち「本体価格(税込金額)」欄の金額2688万円(甲2の1・7枚目)に105分の4を乗じて算出した金額)であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記iの課税対応課税仕入れの税額から



減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額(別紙8の1の表⑪A欄)

116万6944円

上記金額は、次のiの金額にiiの金額を加算した金額である。

i 申告による共通対応課税仕入れの税額(別紙8の1の表⑫A欄)

14万2944円

上記金額は、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑬「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率4%適用分B)」欄(乙1の2)に記載された金額と同額である。

ii 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額(別紙8の1の表⑬A欄)

102万4000円

上記金額は、前記(a)iiの本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

b 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の1の表④B欄・別紙8の1の表⑮B欄)

3億2617万2520円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成26年4月1日以後令和元年9月30日以前の課税仕入れについての消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

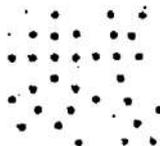
(a) 課税対応課税仕入れの税額(別紙8の1の表⑧B欄)

5880万1739円

上記金額は、次のiの金額からiiの金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額(別紙8の1の表⑨B欄)

4億0796万8075円



上記金額は、本件確定申告書（平成28年10月課税期間分）に添付された付表2-(2)の⑭「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの（税率6.3%適用分C）」欄（乙1の2）に記載された金額と同額である。

- 5 ii 前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額（別紙8の1の表⑩B欄） 3億4916万6336円

上記金額は、前記 i の金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額（平成28年10月課税期間更正処分対象物件表中、「8%合計」欄のうち、「本体価格（税込金額）」欄の金額59億8570万8619円（甲2の1・7枚目）に108分の6.3を乗じて算出した金額）であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

- 15 (b) 共通対応課税仕入れの税額（別紙8の1の表⑪B欄） 4億8361万5202円

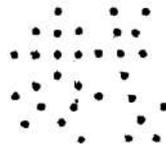
上記金額は、次の i の金額に ii の金額を加算した金額である。

- i 申告による共通対応課税仕入れの税額（別紙8の1の表⑫B欄） 1億3444万8866円

上記金額は、本件確定申告書（平成28年10月課税期間分）に添付された付表2-(2)の⑰「⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの（税率6.3%適用分C）」欄（乙1の2）に記載された金額と同額である。

- 20 ii 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額（別紙8の1の表⑬B欄） 3億4916万6336円

上記金額は、前記 (a) ii の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることか



ら、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c 課税売上割合(別紙8の1の表⑤C欄)

55.285851261(以下略)パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

5 (a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額(別紙8の1の表④C欄)

1.74億4805万2478円

上記金額は、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄(乙1の2)に記載された金額と同額である。

10 (b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別紙8の1の表①C欄)

96億4630万4341円

上記金額は、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の2)に記載された金額と同額である。

15 (エ) 差引税額(別紙7の1の表⑩C欄)

2億8089万5600円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イ及びウの「(エ) 差引税額」において同じ。)である。

a 控除不足還付税額・税率4パーセント適用分(別紙7の1の表⑧A欄

20 の金額を△で表記したもの)

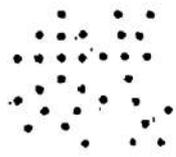
△68万1154円

上記金額は、前記(イ)aの金額から前記(ウ)aの金額を減算した金額である。

b 差引税額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の1の表⑨B欄)

2億8157万6825円

25 上記金額は、前記(イ)bの金額から前記(ウ)bの金額を減算した金額である。



(オ) 既に納付の確定した本税額(別紙7の1の表⑪C欄)

1億2431万1000円

上記金額は、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)の⑨「差引税額(②+③-⑦)」欄(乙1の2)に記載された金額と同額である。

5 (カ) 差引納付すべき消費税額(別紙7の1の表⑫C欄)

1億5658万4600円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額(別紙7の1の表⑬C欄)

2億8089万5600円

10 上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イ及びウの「(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額」において同じ。)であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

15 a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税の控除不足還付税額・税率4パーセント適用分(別紙7の1の表⑬A欄の金額を△で表記したもの)

△68万1154円

上記金額は、前記(エ)aの金額と同額である。

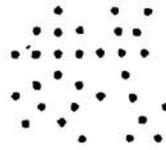
20 b 地方消費税の課税標準額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の1の表⑭B欄)

2億8157万6825円

上記金額は、前記(エ)bの金額と同額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額(別紙7の1の表⑮C欄) 7581万0700円

25 上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イ及びウの「(ク) 納付すべき譲渡割額」において同じ。)である。



a 還付すべき譲渡割額・税率4パーセント適用分(別紙7の1の表⑯A欄の金額を△で表記したもの) △17万0288円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号1条による改正前のもの。)の規定に基づき、前記(キ)aの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

b 納付すべき譲渡割額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の1の表⑰B欄) 7598万1048円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号2条による改正前のもの。)の規定に基づき、前記(キ)bの金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

ク) 既に納付の確定した譲渡割額(別紙7の1の表⑱C欄)

3356万6800円

上記金額は、本件確定申告書(平成28年10月課税期間分)の⑳「納税額」欄に記載された金額と同額である。

ク) 差引納付すべき譲渡割額(別紙7の1の表㉑C欄) 4224万3900円

上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ク)の金額を差し引いた金額である。

ケ) 差引納付すべき消費税等の合計額(別紙7の1の表㉒C欄)

1億9882万8500円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(ク)の金額との合計額であり、原告が本件更正処分(平成28年10月課税期間分)により新たに納付すべき消費税等の額である。

イ 本件更正処分(平成29年10月課税期間分)の根拠

ア) 課税標準額(別紙7の2の表①C欄) 88億9433万8000円

上記金額は、原告の本件確定申告書(平成29年10月課税期間分)の

①「課税標準額」欄(乙1の3)に記載された金額と同額である。

イ) 課税標準額に対する消費税額(別紙7の2の表②C欄)

5億6033万0138円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、本件確定申告書（平成29年10月課税期間分）の②「消費税額」欄（乙1の3）に記載された金額と同額である。

- 5 a 課税標準額に対する消費税額・税率4パーセント適用分（別紙7の2の表②A欄） 2万2880円

上記金額は、平成26年3月31日以前の課税資産の譲渡等について、消費税法29条の規定に基づき、前記ア)の金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額57万2000円（別紙7の2の表①A欄）に税率100分の4を乗じて算出した金額であり、本件確定申告書（平成29年10月課税期間分）に添付された付表1の②「消費税額（税率4%適用分B）」欄（乙1の3）に記載された金額と同額である。

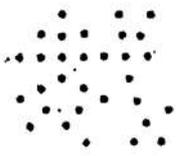
- 10 b 課税標準額に対する消費税額・税率6.3パーセント適用分（別紙7の2の表②B欄） 5億6030万7258円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記ア)の金額のうち前記aの金額を除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準額88億9376万6000円（別紙7の2の表①B欄）に税率100分の6.3を乗じて算出した金額であり、本件確定申告書（平成29年10月課税期間分）に添付された付表1の②「消費税額（税率6.3%適用分C）」欄（乙1の3）に記載された金額と同額である。

- 15 (ウ) 控除対象仕入税額（別紙7の2の表④C欄・別紙8の2の表⑤C欄）

2億0672万8895円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、消費税法30条1項により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額  
20 に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額であ



る。

- a 控除対象仕入税額・税率4パーセント適用分(別紙7の2の表④A欄・別紙8の2の表⑮A欄) 3万7764円

上記金額は、本件確定申告書(平成29年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率4%適用分B)」欄(乙1の3)に記載された金額7万2432円にcの割合を乗じて計算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

- b 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の2の表④B欄・別紙8の2の表⑮B欄) 2億0669万1131円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成26年4月1日以後令和元年9月30日以前の課税仕入れについての消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

- (a) 課税対応課税仕入れの税額(別紙8の2の表⑧B欄)

736万1984円

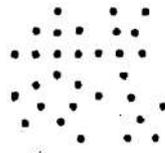
上記金額は、次のiの金額からiiの金額を減算した金額である。

- i 申告による課税対応課税仕入れの税額(別紙8の2の表⑨B欄)

2億6998万1669円

上記金額は、本件確定申告書(平成29年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑱「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率6.3%適用分C)」欄(乙1の3)に記載された金額と同額である。

- ii 前記iの課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額(別紙8の2の表⑩B欄) 2億6261万9685円



上記金額は、前記 i の金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額（平成 29 年 10 月課税期間更正処分対象物件表中、「合計」欄のうち「本体価格(税込金額)」欄の金額 45 億 020 5 万 1746 円(甲 2 の 2・6 枚目)に、108 分の 6.3 を乗じて算出した金額)であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額(別紙 8 の 2 の表⑩ B 欄)

3 億 8230 万 7112 円

上記金額は、次の i の金額に ii の金額を加算した金額である。

i 申告による共通対応課税仕入れの税額(別紙 8 の 2 の表⑫ B 欄)

1 億 1968 万 7427 円

上記金額は、本件確定申告書（平成 29 年 10 月課税期間分）に添付された付表 2-(2)の⑭「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率 6.3%適用分 C)」欄(乙 1 の 3)に記載された金額と同額である。

ii 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額(別紙 8 の 2 の表⑬ B 欄)

2 億 6261 万 9685 円

上記金額は、前記(a) ii の本件各課税仕入れに係る消費税額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c 課税売上割合(別紙 8 の 2 の表⑮ C 欄)

52.138487882(以下略)パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額(別紙 8 の 2 の表④ C 欄)

170 億 6082 万 0985 円



上記金額は、本件確定申告書（平成29年10月課税期間分）に添付された付表2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄(乙1の3)に記載された金額と同額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別紙8の2の表①C欄)

88億9525万4082円

上記金額は、本件確定申告書（平成29年10月課税期間分）に添付された付表2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の3)に記載された金額と同額である。

(c) 差引税額(別紙7の2の表⑩C欄) 3億5360万1200円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額である。

a 控除不足還付税額・税率4パーセント適用分(別紙7の2の表⑧A欄の金額を△で表記したもの) △1万4884円

上記金額は、前記(i)aの金額から前記(ii)aの金額を減算した金額である。

b 差引税額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の2の表⑨B欄)

3億5361万6127円

上記金額は、前記(i)bの金額から前記(ii)bの金額を減算した金額である。

(d) 既に納付の確定した本税額(別紙7の2の表⑪C欄)

2億2790万7400円

上記金額は、本件確定申告書（平成29年10月課税期間分）の⑨「差引税額(②+③-⑦)」欄(乙1の3)に記載された金額と同額である。

(e) 差引納付すべき消費税額(別紙7の2の表⑫C欄)

1億2569万3800円

上記金額は、前記(c)の金額から前記(d)の金額を差し引いた金額である。

(f) 合計差引地方消費税の課税標準額(別紙7の2の表⑬C欄)

3億5360万1200円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

- a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税の控除不足還付税額・税率4パーセント適用分(別紙7の2の表⑬A欄の金額を△で表記したもの)

△1万4884円

上記金額は、前記(ア)aの金額と同額である。

- b 地方消費税の課税標準額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の2の表⑭B欄)

3億5361万6127円

上記金額は、前記(ア)bの金額と同額である。

- (イ) 納付すべき譲渡割額(別紙7の2の表⑯C欄) 9541万6500円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額である。

- a 還付すべき譲渡割額・税率4パーセント適用分(別紙7の2の表⑯A欄の金額を△で表記したもの)

△3721円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号1条による改正前のもの)の規定に基づき、前記(イ)aの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

- b 納付すべき譲渡割額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の2の表⑰B欄)

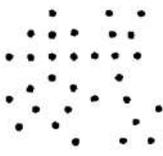
9542万0224円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号2条による改正前のもの)の規定に基づき、前記(イ)bの金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

- (ロ) 既に納付の確定した譲渡割額(別紙7の2の表⑱C欄)

6149万9100円

上記金額は、本件確定申告書(平成29年10月課税期間分)の⑳「納税額」欄(乙1の3)に記載された金額と同額である。



(ロ) 差引納付すべき譲渡割額(別紙7の2の表②C欄) 339,1万7,400円  
上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ケ)の金額を差し引いた金額である。

(イ) 差引納付すべき消費税等の合計額(別紙7の2の表②C欄)  
1億5,961万1,200円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(ロ)の金額との合計額であり、原告が本件更正処分(平成29年10月課税期間分)により新たに納付すべき消費税等の額である。

ウ 本件更正処分(平成30年10月課税期間分)の根拠

(ア) 課税標準額(別紙7の3の表①C欄) 92億2,900万3,000円  
上記金額は、原告の本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)の①「課税標準額」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別紙7の3の表②C欄)  
5億8,143万6,872円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)の②「消費税額」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

a 課税標準額に対する消費税額・税率4パーセント適用分(別紙7の3の表②A欄)  $\Delta$ 1万6,840円

上記金額は、平成26年3月31日以前の課税資産の譲渡等について、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額のうち、平成24年法律第68号附則5条の経過措置の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る課税標準額 $\Delta$ 42万1,000円(別紙7の3の表①A欄)に税率100分の4を乗じて算出した金額であり、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)に添付された付表1の②「消費税額(税率4%適用分B)」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

b 課税標準額に対する消費税額・税率6.3パーセント適用分(別紙7

の3の表②B欄)

5億8145万3712円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額のうち前記aの金額を除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準額92億2942万4000円(別紙7の3の表①B欄)に税率100分の6.3を乗じて算出した金額であり、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)に添付された付表1の②「消費税額(税率6.3%適用分C)」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別紙7の3の表④C欄・別紙8の3の表⑮C欄)

3億8059万3668円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額であり、消費税法30条1項により、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する、課税仕入れに係る消費税額の合計額である。

a 控除対象仕入税額・税率4パーセント適用分(別紙7の3の表④A欄・別紙8の3の表⑮A欄)

3万4785円

上記金額は、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑰「⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(税率4%適用分B)」欄(乙1の4)に記載された金額6万6360円にcの割合を乗じて計算した金額であり、平成24年法律第68号附則5条7項の経過措置の適用を受ける消費税法30条1項所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に関する金額である。

b 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の3の表④B欄・別紙8の3の表⑮B欄)

3億8055万8883円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、平成26年4月1日以後令和元年9月30日以前の課税仕入れについての消費税法30条1項所定の課税仕入れ

に係る消費税額の控除に関する金額である。

(a) 課税対応課税仕入れの税額(別紙8の3の表⑧B欄)

1687万3815円

上記金額は、次の i の金額から ii の金額を減算した金額である。

i 申告による課税対応課税仕入れの税額(別紙8の3の表⑨B欄)

5億3261万7217円

上記金額は、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑯「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの(税率6.3%適用分C)」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

ii 前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額(別紙8の3の表⑩B欄)

5億1574万3402円

上記金額は、前記 i の金額に含まれる本件各課税仕入れに係る消費税額(平成30年10月課税期間更正処分対象物件表中、「③上記①のうち、「課税売上げにのみ要するもの」とされた額」欄のうち「消費税等の額」欄の金額(甲2の3・11枚目))であり、本件各課税仕入れが、課税対応課税仕入れには区分されず、共通対応課税仕入れに区分されることから、前記 i の課税対応課税仕入れの税額から減算すべき金額である。

(b) 共通対応課税仕入れの税額(別紙8の3の表⑪B欄)

6億9379万0422円

上記金額は、次の i の金額に ii の金額を加算した金額である。

i 申告による共通対応課税仕入れの税額(別紙8の3の表⑫B欄)

1億6697万0746円

上記金額は、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)に添付された付表2-(2)の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げ

に共通して要するもの(税率6.3%適用分C)」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

ii 共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額(別紙8の3の表⑬B欄) 5億2681万9676円

上記金額は、前記(a) iiの本件各課税仕入れ(平成30年10月課税期間に係る消費税等の確定申告において課税対応課税仕入れに区分されていたもの)に係る消費税額5億1574万3402円と、本件各課税仕入れのうち当該確定申告において非課税対応課税仕入れに区分されていたものに係る消費税額1107万6274円(平成30年10月課税期間更正処分対象物件表中、「②上記①のうち、「課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等」にのみ要するもの」とされた額)欄のうち「消費税等の額」欄の金額(甲2の3・11枚目)との合計額であり、本件各課税仕入れが、共通対応課税仕入れに区分されることから、共通対応課税仕入れの税額に加算すべき金額である。

c 課税売上割合(別紙8の3の表⑤C欄)

52.420018678(以下略)パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額(別紙8の3の表④C欄)

176億0680万9827円

上記金額は、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)に添付された附表2-(2)の⑦「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別紙8の3の表①C欄)

92億2949万3000円

上記金額は、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)に添

付された付表 2-(2)の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

(エ) 差引税額(別紙7の3の表⑩C欄) 2億0084万3200円

上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額である。

a 控除不足還付税額・税率4パーセント適用分(別紙7の3の表⑧A欄  
5 の金額を△で表記したもの) △5万1625円

上記金額は、前記(イ)a の金額から前記(ウ)a の金額を減算した金額である。

b 差引税額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の3の表⑨B欄)

10 2億0089万4829円

上記金額は、前記(イ)b の金額から前記(ウ)b の金額を減算した金額である。

(オ) 既に納付の確定した本税額(別紙7の3の表⑪C欄)

△3874万1226円

15 上記金額は、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別紙7の3の表⑫C欄)

2億3958万4400円

20 上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

(キ) 合計差引地方消費税の課税標準額(別紙7の3の表⑬C欄)

2億0084万3200円

25 上記金額は、次の a の金額と b の金額との合計額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

a 譲渡割額の還付額の基礎となる消費税の控除不足還付税額・税率4パ

一セント適用分(別紙7の3の表⑬A欄の金額を△で表記したもの)

△5万1625円

上記金額は、前記(一)aの金額と同額である。

b 地方消費税の課税標準額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の3の表⑭B欄) 2億0089万4829円

上記金額は、前記(一)bの金額と同額である。

(ク) 納付すべき譲渡割額(別紙7の3の表⑯C欄) 5419万6800円

上記金額は、次のaの金額とbの金額との合計額である。

a 還付すべき譲渡割額・税率4パーセント適用分(別紙7の3の表⑯A欄の金額を△で表記したもの) △1万2906円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号1条による改正前のもの)の規定に基づき、前記(キ)aの金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

b 納付すべき譲渡割額・税率6.3パーセント適用分(別紙7の3の表⑰B欄) 5420万9715円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号2条による改正前のもの)の規定に基づき、前記(キ)bの金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

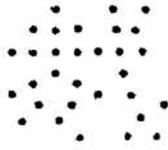
(ケ) 既に納付の確定した譲渡割額(別紙7の3の表⑱C欄)

△1045万2957円

上記金額は、本件確定申告書(平成30年10月課税期間分)の⑱「還付額」欄(乙1の4)に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別紙7の3の表⑳C欄) 6464万9700円

上記金額は、前記(ク)の金額から前記(ケ)の金額を差し引いた金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。



(イ) 差引納付すべき消費税等の合計額(別紙7の3の㊸C欄)

3億042.3万4100円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(イ)の金額との合計額であり、原告が本件更正処分(平成30年10月課税期間分)により新たに納付すべき消費税等の額である。

(2) 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、それぞれ前記(1)のとおりであり、本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額(甲2の1ないし2の3・各1枚目11欄及び17欄)とそれぞれ同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

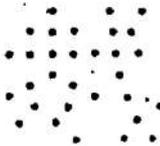
2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

期限内申告書が提出された場合において、更正がされ、当初の申告に係る税額より更正後の税額が上回ることとなったときには、その更正により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされている(通則法65条1項)。そして、更正により納付すべき税額が、その国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算することとされている(同条2項)。

前記1(2)で述べたとおり、本件各更正処分は適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ次に述べるとおりである。



ア 平成28年10月課税期間 2192万9500円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件更正処分（平成28年10月課税期間分）により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億9882万円（前記1(1)ア(イ)）。ただし、同法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下ウまでにおいて同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した1988万2000円と、新たに納付すべき税額1億9882万8500円のうち期限内申告税額1億5787万7800円（本件確定申告書（平成28年10月課税期間分）の⑨「差引税額」欄の金額1億2431万1000円と⑩「納税額」欄の金額3356万6800円（乙1の2）の合計額）を超える部分に相当する金額である4095万円に100分の5の割合を乗じて算出した204万7500円との合計額である。

イ 平成29年10月課税期間 1596万1000円

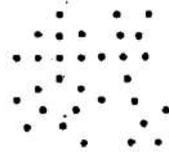
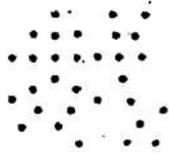
上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件更正処分（平成29年10月課税期間分）により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億5961万円（前記1(1)イ(イ)）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成30年10月課税期間 4560万9500円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、本件更正処分（平成30年10月課税期間分）により原告が新たに納付すべきこととなった税額3億0423万円（前記1(1)ウ(イ)）に100分の10の割合を乗じて算出した3042万3000円と、新たに納付すべき税額3億0423万4100円のうち50万円を超える部分に相当する金額である3億0373万円に100分の5の割合を乗じて算出した1518万6500円との合計額である。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過



少申告加算税の額は、それぞれ前記(1)アないしウのとおりであり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲2の1ないし2の3・各1枚目「この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額」の「過少申告加算税」欄)といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

【別紙 7】

納付すべき消費税等の額等に係る計算過程（被告の主張）

1 平成28年10月課税期間について

（単位：円）

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	△ 510,000	9,646,815,000	9,646,305,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	△ 20,400	607,749,345	607,728,945	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別紙8の1の表の⑬欄の金額)	④	660,754	326,172,520	326,833,274
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	660,754	326,172,520	326,833,274
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	681,154	0	681,154	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	281,576,825	281,576,825	
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄) (100円未満の端数切捨て)	⑩			280,895,600	
	既に納付の確定した本税額 (C欄：100円未満の端数切捨て)	⑪	△ 1,139,027	125,450,070	124,311,000	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄)	⑫			156,584,600	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額 (⑧)	⑬	681,154	0	681,154
		差引税額 (⑨)	⑭	0	281,576,825	281,576,825
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄、100円未満の端数切捨て)		⑮			280,895,600
	譲 渡 割 額	還付額 (⑮A欄×25/100、⑮B欄×17/63)	⑯	170,288	0	170,288
		納付額 (⑮A欄×25/100、⑮B欄×17/63)	⑰	0	75,981,048	75,981,048
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄、100円未満の端数切捨て)		⑱			75,810,700
	既に納付の確定した譲渡割額 (C欄：100円未満の端数切捨て)		⑲	△ 284,756	33,851,606	33,566,800
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄)		⑳			42,243,900
差引納付すべき消費税等の合計税額 (⑫+㉑)		㉑			198,828,500	

(注) ①欄の「△」は売上げに係る対価の返還等の額を表す。  
税額に関する欄の「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

2 平成29年10月課税期間について

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C (A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	572,000	8,893,766,000	8,894,338,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	22,880	560,307,258	560,330,138	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別紙8の2の表の⑬欄の金額)	④	37,764	206,691,131	206,728,895
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	37,764	206,691,131	206,728,895
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	14,884	0	14,884	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	353,616,127	353,616,127	
	合計差引税額(⑨C欄-⑧C欄) (100円未満の端数切捨て)	⑩			353,601,200	
	既に納付の確定した本税額 (C欄：100円未満の端数切捨て)	⑪	△ 14,884	227,922,375	227,907,400	
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄)	⑫			125,693,800	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	14,884	0	14,884
		差引税額(⑨)	⑭	0	353,616,127	353,616,127
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄、100円未満の端数切捨て)		⑮			353,601,200
	譲 渡 割 額	還付額 (⑮A欄×25/100、⑮B欄×17/63)	⑯	3,721	0	3,721
		納付額 (⑮A欄×25/100、⑮B欄×17/63)	⑰	0	95,420,224	95,420,224
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄、100円未満の端数切捨て)		⑱			95,416,500
	既に納付の確定した譲渡割額 (C欄：100円未満の端数切捨て)		⑲	△ 3,721	61,502,863	61,499,100
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄)		⑳			33,917,400
	差引納付すべき消費税等の合計税額 (⑫+㉑)		㉑			159,611,200

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

3 平成30年10月課税期間について

(単位：円)

区 分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)	
消 費 税	課税標準額	①	△ 421,000	9,229,424,000	9,229,003,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	△ 16,840	581,453,712	581,436,872	
	控除過大調整税額	③	0	0	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別紙8の3の表の④欄の金額)	④	34,785	380,558,883	380,593,668
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	34,785	380,558,883	380,593,668
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	51,625	0	51,625	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	0	200,894,829	200,894,829	
	合計差引税額(⑨C欄-⑧C欄) (100円未満の端数切捨て)	⑩			200,843,200	
既に納付の確定した本税額	⑪	△ 51,625	△ 38,689,601	△ 38,741,226		
差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄、100円未満の端数切捨て)	⑫			239,584,400		
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	51,625	0	51,625
		差引税額(⑨)	⑭	0	200,894,829	200,894,829
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑬C欄、100円未満の端数切捨て)		⑮			200,843,200
	譲 渡 割 額	還付額 (⑮A欄×25/100、⑮B欄×17/63)	⑯	12,906	0	12,906
		納付額 (⑮A欄×25/100、⑮B欄×17/63)	⑰	0	54,209,715	54,209,715
	合計差引譲渡割額 (⑰C欄-⑯C欄、100円未満の端数切捨て)		⑱			54,196,800
	既に納付の確定した譲渡割額		⑲	△ 12,906	△ 10,440,051	△ 10,452,957
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄、100円未満の端数切捨て)		⑳			64,649,700
差引納付すべき消費税等の合計税額(⑫+㉑)		㉑			304,234,100	

(注) ①欄の「△」は売上げに係る対価の返還等の額を表す。  
税額に関する欄の「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

## 課税売上割合等に係る計算過程（被告の主張）

## 1 平成28年10月課税期間について

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			9,646,304,341
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			9,646,304,341
非課税売上額	③			7,801,748,137
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④			17,448,052,478
課 税 売 上 割 合 ( ① / ④ )	⑤			55.285851261...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	31,034,430	10,058,307,313	10,089,341,743
課税仕入れに係る消費税額 (⑥A欄×4/105、⑥B欄×6.3/108)	⑦	1,182,264	586,734,593	587,916,857
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑧-⑩)	⑧	15,600	58,801,739	58,817,339
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	1,039,600	407,968,075	409,007,675
⑨のうち、課税売上げにのみ要するものから減算すべき金額	⑩	1,024,000	349,166,336	350,190,336
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (⑪+⑬)	⑪	1,166,944	483,615,202	484,782,146
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑫	142,944	134,448,866	134,591,810
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに加算すべき金額	⑬	1,024,000	349,166,336	350,190,336
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑥+(⑩×①/④))	⑭	660,754	326,172,520	326,833,274
控除対象仕入税額 (⑭の金額)	⑮	660,754	326,172,520	326,833,274

2 平成29年10月課税期間について

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			8,895,254,082
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			8,895,254,082
非課税売上額	③			8,165,566,903
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④			17,060,820,985
課 税 売 上 割 合 ( ① / ④ )	⑤			52.138487882...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	1,901,340	7,468,561,215	7,470,462,555
課税仕入れに係る消費税額 (⑥A欄×4/105、⑥B欄×6.3/108)	⑦	72,432	435,666,070	435,738,502
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑧-⑩)	⑧	0	7,361,984	7,361,984
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	0	269,981,669	269,981,669
⑨のうち、課税売上げにのみ要するものから減算すべき金額	⑩	0	262,619,685	262,619,685
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (⑪+⑫)	⑪	72,432	382,307,112	382,379,544
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑫	72,432	119,687,427	119,759,859
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに加算すべき金額	⑬	0	262,619,685	262,619,685
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑭+⑬×①/④)	⑭	37,764	206,691,131	206,728,895
控除対象仕入税額 (⑭の金額)	⑮	37,764	206,691,131	206,728,895

3 平成30年10月課税期間について

(単位：円)

項 目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			9,229,493,000
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			9,229,493,000
非課税売上額	③			8,377,316,827
資産の譲渡等の対価の額 (②+③)	④			17,606,809,827
課 税 売 上 割 合 ( ① / ④ )	⑤			52.420018678...%
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑥	1,741,950	12,740,553,785	12,742,295,735
課税仕入れに係る消費税額 (⑥A欄×4/105、⑥B欄×6.3/108)	⑦	66,360	743,198,970	743,265,330
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの (⑧-⑩)	⑧	0	16,873,815	16,873,815
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑨	0	532,617,217	532,617,217
⑨のうち、課税売上げにのみ要するものから減算すべき金額	⑩	0	515,743,402	515,743,402
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (⑪+⑫)	⑪	66,360	693,790,422	693,856,782
確定申告書添付の付表2-(2)に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑫	66,360	166,970,746	167,037,106
⑨のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに加算すべき金額	⑬	0	526,819,676	526,819,676
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑬+⑪×①/④)	⑭	34,785	380,558,883	380,593,668
控除対象仕入税額 (⑭の金額)	⑮	34,785	380,558,883	380,593,668

別紙 2、4 省略